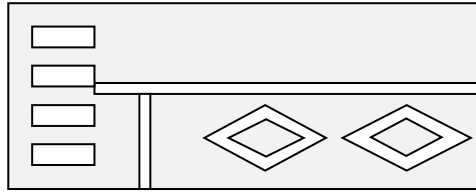




交通安全ニュース



横断歩道では必ず徐行・一時停止を!!! STOP



横断歩道は、歩行者が **安全に道路を横断するために** 設けられたものであり、歩行者の優先や保護については、道路交通法に定められています。

四輪だけでなく、自転車も二輪車も、**車両を運転する全ての人は**、横断歩道では、必ず、徐行や一時停止を徹底して、交通事故を防止しましょう!!!

また、歩く人も、道路を横断するときは、近くの横断歩道等を利用するなどし、左右の安全をしっかりと確認して渡るなど、みんなで交通事故を防止しましょう。

横断歩道上での死亡事故も！



信号機のない横断歩道上での死亡事故が、過去5年間で3件発生しており、昨年に続き、今年も1件発生しています。
(7月1日現在)

道路交通法

第38条

第1項

(前段) 横断歩道等に接近する場合の義務

(後段) 横断歩行者等がいる場合の一時停止

第2項 側方通過前の一時停止

第3項 横断歩道等の手前での追抜き禁止

第38条の2

横断歩道のない交差点での歩行者優先

横断歩道付近では、徐行・一時停止を!



横断歩道付近に人がいたら原則、徐行を!

横断者が横断し終えても、すぐには発進せず、十分な安全確認をしてから発進、通過しましょう!

ゆっくりどうぞ~

